

公益財団法人新見美術振興財団定款

目次

- 第1章 総則（第1条・第2条）
- 第2章 目的及び事業（第3条―第4条）
- 第3章 資産及び会計（第5条―第12条）
- 第4章 評議員及び評議員会
 - 第1節 評議員（第13条―第16条）
 - 第2節 評議員会（第17条―第24条）
- 第5章 役員及び理事会
 - 第1節 役員（第25条―第32条）
 - 第2節 理事会（第33条―第40条）
- 第6章 定款の変更及び解散（第41条―第44条）
- 第7章 顧問（第45条）
- 第8章 事務局（第46条・第47条）
- 第9章 情報公開及び個人情報の保護（第48条―第50条）
- 第10章 補則（第51条）

第1章 総 則

（名称）

第1条 この法人は、公益財団法人新見美術振興財団と称する。

（事務所）

第2条 この法人は、主たる事務所を岡山県新見市に置く。

第2章 目的及び事業

（目的）

第3条 この法人は、美術品の収集・保管・展示を行うとともに、美術品に関する教育普及活動、啓発活動等を推進し、あわせて美術文化の交流・発展を目指した諸事業を多面的かつ積極的に展開し、地域文化の振興発展に寄与することを目的とする。

（事業）

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- （1） 絵画、美術品の収集・保存及び公開並びにこれらに関する調査研究
- （2） 美術等に関する催しの開催
- （3） 美術等に関する情報収集、広報啓発活動、地域住民の美術文化活動の支援
- （4） 新見美術館の施設の維持・管理・運営の受託
- （5） その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項各号の事業は、岡山県内において行うものとする。

第3章 資産及び会計

(財産の種別)

第5条 この法人の財産は、基本財産及びその他の財産の2種類とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 基本財産とすることを指定されて寄付された財産

(2) 理事会で基本財産に繰り入れることを決議した財産

3 その他の財産は、基本財産以外の財産とする。

(財産の管理・運用)

第6条 この法人の財産の管理・運用は、理事長が行うものとし、その方法は、別に定める財産管理運用規程による。

(基本財産の維持及び処分)

第7条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意を持って管理しなければならない。基本財産の一部を処分しようとするとき及び基本財産から除外しようとするときは、あらかじめ理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第8条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第9条 この法人の事業計画書、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類(以下「事業計画書等」という。)は、毎事業年度の開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を得るものとする。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の承認を得た事業計画書等は、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第10条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、第1号、第2号、第3号及び第5号の書類については、定時評議員会に提出する。この場合において、第1号の書類についてはその内容を理事長が評議員会に報告し、第2号、第3号及び第5号の書類については評議員会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

(4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

(5) 財産目録

(6) 事業報告の附属明細書

2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第11条 理事長は、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

(長期借入金及び重要な財産の処分)

第12条 この法人が資金を借り入れようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、理事会及び評議員会の承認を得なければならない。

第4章 評議員及び評議員会

第1節 評議員

(定数)

第13条 この法人に評議員5名以上7名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第14条 評議員の選任及び解任は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）第179条から第195条までの規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

- (1) 各評議員について、次に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 当該評議員及びその配偶者又は三親等内の親族
 - ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ハ 当該評議員の使用人
 - ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であって、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
 - ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
 - ヘ ロからニまでに掲げる者の三親等内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- (2) 他の同一の団体（公益法人を除く。）の次に該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。
 - イ 理事

ロ 使用人

ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものにあつては、その代表者又は管理人）又は業務を執行する社員である者

ニ 次に掲げる団体においてその職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）である者

① 国の機関

② 地方公共団体

③ 独立行政法人

④ 国立大学法人又は大学共同利用機関法人

⑤ 地方独立行政法人

⑥ 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

(3) 評議員のうちには、理事のいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数または評議員のうちいずれか1名及びその親族その他特別の関係がある者の合計数が評議員の総数の3分の1を超えて含まれることにはならない。また、評議員には、監事及びその親族その他特別の関係がある者が含まれてはならない。

3 評議員は、この法人の理事又は監事若しくは使用人を兼ねることができない。

(任期)

第15条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了の前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとする。

3 評議員は、第13条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員に対する報酬等)

第16条 評議員の報酬は、無報酬とする。

第2節 評議員会

(構成及び権限)

第17条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

2 評議員会において、互選により評議員の中から評議員会議長を選定する。

3 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 常務理事及び特別な職務を執行した役員に対する報酬の基準
 - (3) 事業計画及び収支予算書の承認
 - (4) 貸借対照表、損益計算書（正味財産増減計算書）及び財産目録の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (7) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定める事項
- (開催)

第18条 評議員会は、定時評議員会として、毎事業年度終了後3カ月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第19条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席しその過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行われなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 基本財産の処分又は除外の承認
- (4) その他法令で定められた事項

3 評議員、理事又は監事を選任する議案を決議するときは、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。評議員、理事又は監事の候補者の合計数が第13条又は第25条に定める定数を上回る場合は、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事長が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第22条 理事長が、評議員の全員に対し、評議員会に報告すべき事項を通知した場合に

において、その事項を評議員会に報告することを要しないことについて、評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第23条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には、評議員会議長及び評議員会に出席した評議員の中から選出された議事録署名人1名以上が記名押印する。

(評議員会運営規則)

第24条 評議員会の運営に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、評議員会において別に定める。

第5章 役員及び理事会

第1節 役員

(種類及び定数)

第25条 この法人に、次の役員を置く。

(1) 理事 5名以上7名以内

(2) 監事 2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長以外の理事のうち1名を副理事長とし、1名を常務理事とする。

3 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって同法第197条において読み替えて準用する同法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。

(役員を選任)

第26条 理事及び監事は評議員会の決議によって選任する。

2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

3 理事、監事及び評議員は、相互にこれを兼ねることができない。

4 理事のうち、理事のいずれか1名とその配偶者又は三親等内の親族その他法令で定める特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

5 他の同一団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者として法令で定める者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

6 監事は、この法人の理事又は評議員の親族その他特別の関係がある者若しくはこの法人の使用人が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特別の関係があつてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款の定めるところにより、職務を執

行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 常務理事は、この法人の業務を分担執行する。

4 理事長及び常務理事は、毎事業年度において4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況を調査することができる。

(役員任期)

第29条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとする。

3 理事又は監事は、第25条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第30条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。ただし、監事を解任するときは、決議に加わることのできる評議員の3分の2以上に当たる多数を持って決議しなければならない。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき

(報酬等)

第31条 理事及び監事は、無報酬とする。ただし、常務理事及び特別な職務を執行した役員に対しては、評議員会において別に定める報酬等の支給基準に従って算定した額を、支給することができる。

(取引の制限)

第32条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

(1) 自己又は第三者のためにするこの法人の事業の部類に属する取引

(2) 自己又は第三者のためにするこの法人との取引

(3) この法人がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてす

るこの法人とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく、理事会に報告しなければならない。
- 3 前2項に規定する取引の制限の取扱いについては、理事会において別に定める。

第2節 理事会

(構成)

第33条 理事会はすべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職

(招集)

第35条 理事会は、理事長が招集する。ただし、別に法令に定める場合は、この限りでない。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故あるときは、副理事長が理事会を招集する。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催日の5日前までに、理事及び監事に対して通知しなければならない。

(議長)

第36条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議に加わることのできる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第38条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、決議に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りではない。

(報告の省略)

第39条 理事又は監事が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第27条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 その理事会に出席した理事長及び監事は、議事録に記名押印する。

第6章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第41条 この定款は、評議員会の決議を経て変更することができる。

- 2 前項の規定は、この定款の第3条、第4条及び第14条についても適用する。
- 3 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更（法令で定める軽微なものを除く。）をしようとするときは、その事項の変更につき、岡山県知事の認定を受けなければならない。
- 4 定款について、前項に規定する変更以外の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を岡山県知事に届け出なければならない。

(解散)

第42条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第43条 この法人が、公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により消滅する場合（その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。）には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定の取消しの日又は当該合併の日から1カ月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第44条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人であって租税特別措置法第40条第1項に規定する公益法人等に該当する法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第7章 顧問

(設置等)

第45条 この法人に、任意の機関として顧問を置くことができる。

- 2 顧問の任期は2年とし、理事会の選任を経て、理事長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要事項及び専門的事項について、理事長の諮問に応え、理事会から諮問された事項について参考意見を述べることができる。

第8章 事務局

(事務所)

第46条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局に館長及び所要の職員を置く。

- 3 館長は、この法人の常務理事をもって充て事務局を統括する。
- 4 職員は、理事長が理事会の承認を得て任免する。
- 5 主たる事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て定める。

(書類及び帳簿の備置き等)

第47条 主たる事務所には、第9条第2項及び第10条第2項に掲げる書類のほか、法令で定める帳簿及び書類を備え置かなければならない。

- 2 前項の帳簿及び書類等の閲覧については、法令の定めによるほか、理事会の決議により別に定める。

第9章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第48条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営状況、運営内容及び財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(個人情報の保護)

第49条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(公告の方法)

第50条 この法人の公告は、電子公告の方法により行う。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法による。

第10章 補則

(委任)

第51条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附則

(施行期日)

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条

第1項に定める公益法人の設立登記の日から施行する。

(事業年度)

- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立登記を行ったときは、第8条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

(設立時の評議員及び役員)

- 3 この法人の最初の評議員は秋月皓淳、池永繁子、奥舎達典、川野正毅、中田省吾、横山敏正とする。
- 4 この法人の最初の理事長は新中淑弘、副理事長は橋本弘、常務理事は橋本吉弘とする。
(既存規程等の効力)
- 5 この定款の施行日前に、財団法人新見美術振興財団寄附行為に基づき定められた規程等は、この定款に基づき定められた規程等とみなす。